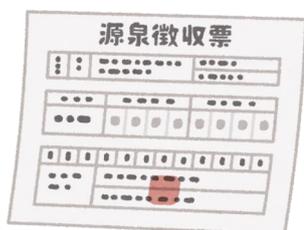


## 『令和2年分年末調整のしかた 変更点の確認を—国税庁』

国税庁はこのほど、パンフレット「令和2年分 年末調整のしかた」を公表した。昨年と比べて変わった点は、以下の通り。【給与所得控除】「給与の収入金額」の各段階の控除額がすべて改正され、55万円から最大195万円となった。【基礎控除及び所得金額調整控除】1) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除が受けられなくなり、それ以下の場合の控除額も改正された。2) 給与の収入金額が850万円超で、子ども・特別障害者を有する者等には、給与の収入金額から850万円を控除した額の10%を給与所得の額から控除する。3) 1)の適用を受ける場合は「給与所得者の基礎控除申告書」を、2)の適用を受ける場合は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出することとなったほか、源泉徴収簿の様式も変更された。【扶養親族等の合計所得金額要件等】同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられた。【ひとり親控除及び寡婦控除】合計所得金額が500万円以下のひとり親に対し、総所得金額から35万円を控除する。寡婦控除の場合も500万円以下との要件が追加されたほか、「特別の寡婦」の寡婦控除の特例が廃止された。



## 『中小企業成長促進法、来月施行 関係政令を閣議決定』

「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(中小企業成長促進法)が、一部を除き10月1日に施行された。第201回通常国会で成立した同法については、施行に向け関係政令の整備が進められ、9月半ばに閣議決定された。同法は中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するために、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、海外展開支援、計画制度の整理など、必要な措置を講ずる。政令の概要は(1)施行期日を令和2年10月1日、ただし、みなし中小企業者への日本公庫と沖縄公庫による貸し付けの特例等に関するものは3年4月1日と定める(2)施行により異分野連携新事業分野開拓計画、地域産業資源活用事業計画などの廃止等に伴い「中小企業等経営強化法施行令(平成11年政令第201号)」、その他の関係政令を整理する。2025年までに平均引退年齢(70歳)を超える中小企業経営者245万人のうち約半分の127万人が後継者未定。後継者候補が承継を拒否しているケースの約7割が、経営者保証をその理由に挙げている。成長促進法はこうした現状に対応し、経営の承継の円滑化を促すのが主な目的。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)